



RIETI Discussion Paper Series 06-J-006

地域貿易協定と多角的貿易自由化の補完可能性： 経済学的考察と今後の課題

棕 寛
学習院大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

地域貿易協定と多角的貿易自由化の補完可能性 ：経済学的考察と今後の課題*

棕 寛†

2006年2月

要旨

本稿では、近年増加が著しい地域貿易協定(RTA)による貿易自由化と多国間の無差別な貿易自由化(=多角的貿易自由化)の補完可能性について、既存の研究を整理しつつ経済学的な視点から検証を行う。「次善の理論」が教えるように、RTAによる貿易自由化は経済的な効率性を改善するための最適な手段でないばかりか、世界経済の「意図せざる」ブロック化を招き逆に効率性を著しく悪化させる可能性がある。しかし、多国間交渉による自由化の機動性が失われがちな現状においては、RTAは各国の産業調整を推進したり、コミットメント効果により途上国の政策改革を促すことを通じて、多角的貿易自由化の「需要」を事後的に高める役割がある。特に、重複FTAによる自由化の拡大は政治経済的な自由化反対圧力や多国間交渉との代替性の問題を解消するため、大きな推進力となり得る。RTAの優位性を最大限活かすためには、途上国との積極的な締結を重視するとともに、原産地規則などの追加的費用をルールの整備等を通じて取り除いていく必要がある。

* 本稿の作成にあたっては、小寺彰氏、川瀬剛志氏をはじめとした「多角的貿易体制の現状と展望」プロジェクトのメンバー、及び吉富勝所長、浦田秀次郎氏、山下一仁氏をはじめとしたRIETIにおけるセミナー出席者から、多数の有益なコメントをいただいた。当然のことながら、論文中の誤りは全て筆者の責任である。

† 学習院大学経済学部助教授。E-mail : hiroshi.mukunoki@gakushuin.ac.jp.

1 はじめに

近年、自由貿易協定 (Free Trade Agreement, FTA) や関税同盟 (Customs Union, CU) などの地域貿易協定 (Regional Trade Agreement, RTA) の新規締結や既存の RTA への新規加盟が顕著に増加している¹。現在、250以上の RTA が発効中であると見られ、1990年時点では27件に過ぎなかった GATT/WTO への通報件数も180件に達している (2005年7月現在)。RTA の代表例としては、北米自由貿易協定 (NAFTA) や南米共同市場 (MERCOSUR)、欧州連合 (EU)、欧州自由貿易連合 (EFTA)、ASEAN 諸国による ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) が挙げられる。日本も2001年のシンガポールとの FTA (JSEPA, 2002年発効) 締結を契機として、2004年にはメキシコ (日墨 EPA, 2005年発効) との、2005年にはマレーシアとの FTA (日マレーシア EPA, 2006年発効予定) を締結し、さらにフィリピンとタイとの FTA に関しても政府間で大筋合意がなされている。

RTA の活発化を評価する際には、貿易や投資に与える影響を静学的な視点から論じるのみならず、RTA が多国間の貿易自由化 (= 多角的貿易自由化) や様々な分野でのルール・メイキングの原動力になるか否かを動学的な視点から検証することが重要である²。日本政府は FTA ないし EPA を通じた RTA の推進を、WTO を中心とした多角的な自由化への取り組みを補完するものとして肯定的に位置づけているが³、その根拠の一つとなるべき経済学的な分析については必ずしも十分な整理・考察がなされていないように思われる⁴。

本稿の目的は、主に商品貿易に関する自由化に焦点を絞りながら、RTA の活発化が多角的自由化の阻害要因となる根拠と促進要因となる根拠のそれぞれについて代表的なものを

¹ FTA では各締結国が非締結国に独自に関税を設定するのに対し、CU では加盟国は共通の域外関税を設定する。経済取引の円滑化や制度の調和などを含む FTA は経済連携協定 (Economic Partnership Agreement, EPA) と呼ばれる場合もある。FTA と CU を総称した用語としては、特惠的貿易協定 (Preferential Trade Agreement, PTA) や差別的貿易協定 (Discriminatory Trade Agreement, DTA) などがあるが、本稿では WTO において公的に用いられている RTA を採用した。RTA は必ずしも地域的に近接な国同士の協定を意味していない事に留意されたい。

² 後者の視点で行われる分析は、地域貿易協定の動学的径路の分析 (Dynamic Time-Path Analysis of RTA) と呼ばれる。Bhagwati は RTA が多角的自由化を促進するケースを Building Block、阻害するケースを Stumbling Block と呼んだ (Bhagwati, 1993)。

³ 例えば日本の外務省がまとめた『日本の FTA 戦略』(2002年10月)によれば、「日本にとって好ましい対外経済関係を構築するとの目的を達成する上で、WTO と地域的な FTA 又は EPA/FTA は相互に補完しあう関係にある。」とある。

⁴ 動学的時間経路の分析を整理した文献としては、Frankel (1997)、経済産業省 (2001)、Schiff and Winters (2002) がある。

整理し、多角的自由化の推進手段としての RTA の有効性とその裏に潜むさまざまな問題を明らかにすることである。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、RTA の次善的側面を明らかにした上で、RTA が経済的な効率性を高めるか否かは一般に曖昧であることを示す。第 3 節では RTA が多角的自由化を阻害する要因を具体的に列挙し、特に RTA が意図せざるブロック化を招く危険性を指摘する。第 4 節では、第 3 節とは逆に RTA が多角的自由化を推進する要因を列挙し、特に RTA が途上国の自由化を促すコミットメント手段として有効なこと、また重複 FTA の締結によるハブ&スポーク型の自由化の拡大が多角的自由化の推進力となることを示す。第 5 節では RTA と多角的貿易自由化に関する既存の実証研究を紹介する。第 6 節では本稿を総括するとともに、RTA と多角的貿易自由化を補完的に作用させるために必要な方策について若干の提案を行う。

2 RTA の次善的な側面

動学的時間経路の問題に関する具体的な考察を始める前に、RTA には二つの意味で次善的 (second-best) な特性がある点を強調しておきたい。

まず、RTA は経済効率性を追求するための最適な手段ではないという意味で次善の措置である。伝統的な貿易理論の教えに従えば、自由貿易の推進は希少な資源の効率的な配分を可能にし、世界の経済厚生を高める効果を持つ。自国のみが一方向的に貿易自由化する場合には交易条件 (= 輸出財価格/輸入財価格) の悪化を通じて経済厚生が下がる場合もあり得るが、各国が相互に貿易自由化をする場合には交易条件効果は生じにくくなるため、国家間の所得分配の問題も微々たるものとなる。RTA は締結国間で相互に貿易を自由化するという意味で、貿易理論から強い支持を受けているように思われるが、それは誤解である。

経済政策の効果に関して重要な示唆を与える「次善理論 (The Theory of the Second-Best)」によれば、資源配分上の歪みが複数存在する経済においては、特定の歪みを解消するように経済政策を調整したとしても、その調整が他の市場の歪みを増幅させるという負のスピルオーバー効果を持つ可能性があるため、経済厚生が却って悪化してしまう場合がある。RTA は域外国に対する貿易障壁という「歪み」を残存させたまま域内国に対する障壁のみを取り除く次善的な措置であり、理論的に見てもその厚生効果が一般に曖昧であ

ることを認識しておく必要がある。例えば、RTA には域内の貿易を創出する事による利益 (= 貿易創出効果) がある一方で、非締結国からの輸入が相対的に非効率な域内国からの輸入に転換されることによる厚生損失 (= 貿易転換効果) を生み出す可能性があることはよく知られている⁵。それら二つの相反する効果の存在はまさに RTA の次善的な側面に起因するものである。

逆に、RTA は複数の歪みが存在する状況においてこそ次善の措置として有効な政策ツールとなり得る。すなわち、複数の歪みが存在するとき、各々の歪みを直接的に解消する手段がなんかしらの理由で実行可能でない場合、RTA による部分的な自由化政策が他の歪みを解消するという正のスピルオーバー効果を生み出し、全体の効率性を上昇させうる。言い換えれば、RTA の積み重ねは時間を通じて複数の歪みを解消し経済を効率的な均衡へと導く「漸進的な政策改革 (Piecemeal Policy Reform)」としての役割を持つ可能性があるのである⁶。WTO が多数の途上国を含む 150 の加盟国・地域 (2005 年 12 月末現在) を抱え、交渉主体や交渉項目の増加・多様化を背景に多国間交渉の機動性が失われがちにある現在、漸進的な改革手段としての RTA への期待は大きい。RTA が世界中で拡大を続けている以上、如何に RTA を多角的貿易自由化のモメンタムとするかが今後の世界貿易体制の発展の鍵を握っていると言っても過言ではない。

以下の分析で示されるように、RTA は世界の貿易体制を脅かし得る差別的な措置である一方、世界の貿易自由化推進の主役を担い得る「諸刃の剣」である。RTA を通じた貿易自由化を促すためには、RTA の次善的な性質を前提としつつ、(i) 多角的自由化の達成を阻害している「歪み」は何かを特定化し、(ii) RTA がその「歪み」を増幅させるかあるいは縮小するかを慎重に検討する必要がある。

3 多角的貿易自由化の阻害要因としての RTA

3.1 交易条件効果と RTA の「静かなブロック化」

RTA に対する最大の懸念は、RTA の活発化が世界経済のブロック化をもたらし、それによるブロック間の経済関係の希薄化が各国の多角的な貿易自由化の誘因を削いでしまう

⁵貿易創出効果と貿易転換効果については、Viner (1950)、Meade (1955)、及び Lipsey (1957) を参照。

⁶国際貿易における次善の理論と漸進的政策改革については、例えば Krishna and Panagariya (2000) を参照されたし。

事であろう。ブロック化をもたらす一因としては、RTA 締結に伴う交易条件効果の存在が挙げられる。一般に RTA の締結は締結国間の貿易を活発化させ、非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる⁷。その結果、それが意図されたものであろうとなかろうと、RTA 締結国の交易条件は非締結国に対して改善する傾向にある⁸。実際にいくつかの実証研究により、RTA の締結が非締結国からの輸入財の価格を引き下げる効果がある事が実証されている⁹。こうした交易条件効果は国家間の所得分配を変化させ、非締結国の経済厚生を犠牲にしつつ締結国に利益をもたらす。すなわち、RTA の締結は貿易障壁を下げる政策であるにも関わらず、それが他国への貿易障壁 (= 「歪み」) を残存させる差別的な措置であるが故に非締結国に対する負の効果を伴うのである。また、RTA 締結後の多角的貿易自由化は差別的な状況の解消を意味するため、交易条件効果による利益が締結国にとって相対的に大きい場合には、それらの国が事前的に有していた多角的自由化への支持が、RTA の締結により事後的に失われてしまう可能性がある¹⁰。いくつかのシミュレーション分析によっても、RTA 締結国の経済厚生が世界全での自由貿易が達成された状況における経済厚生を上回る可能性が指摘されている¹¹。

さらに、RTA の締結は各ブロックの国際価格に対する影響力を高める面がある。最悪の場合、各 RTA 間の関税戦争が誘発され結果的にすべての国の経済厚生が初期状態よりも下がる「囚人のジレンマ」の状態がもたらされる可能性も指摘されている (Krugman, 1991)。しかし、戦後の GATT 体制が戦前の関税引き上げ競争とブロック経済化の反省により創設され、また度重なる多国間交渉により GATT/WTO 加盟国の関税率が協定により拘束されている現状を鑑みるに、RTA の活発化が現実世界に世界の関税戦争を誘発するとは考えにく

⁷域外国への関税率が一定である場合、域外国との貿易が絶対量で見ると減少するか否かは RTA 形成に伴う域内の実質的な所得の上昇の程度に依存する。特に RTA の形成が規模の経済性等の活用を通じて域内国の経済成長をもたらす場合、所得効果により域外国からの輸入量が上昇する可能性がある。

⁸Mundell (1964) は RTA が交易条件効果を持つ事を最初に指摘した。

⁹例えば、Winters and Chang (2000) はスペインの EC 加入に関して、Chang and Winters (2002) は MERCOSUR の形成に関して交易条件効果の存在を実証している。

¹⁰交易条件効果だけでなく、生産性上昇に伴う経済成長効果などの追加的な効果 (いわゆる「動的効果」) がある場合には、そうでない時と比較してブロック化のリスクは低下すると考えられる。しかし、自由化への支持が多角的自由化が達成されるまで維持され続けるためには、それらの効果が常に交易条件効果を上回るだけ大きくなければならない。特定の RTA の構成国数が大きくなればなるほど、追加的な自由化により各構成国が得る「動的効果」のメリットが小さくなる面があるため、必ずしも「動的効果」が交易条件効果を上回るとは限らない点に注意が必要である。

¹¹例えば、Kennan and Riezman (1990), Kose and Riezman (2000), Abrego et al. (2004) 参照。

い。制度面で見ても、先進国の RTA 締結の条件となる GATT24 条は RTA 締結国が締結前よりも（全体として）貿易障壁を上げることを禁止している。

それでもなお、ブロック化の懸念が解消されるわけではない事を強調しておきたい。なぜならば、非締結国との貿易量の減少と交易条件の変化による利益の移転は域外関税率が一定に保たれた場合でも生じるからである。既存の RTA への参加ができない場合、非締結国は関税の引き上げの代わりに対抗的な RTA を締結することにより、他国の RTA 締結により被った損失を回復しようとするかもしれない。結果として RTA 締結競争が生じ、やはり各国は囚人のジレンマの状況に陥ってしまう可能性があるのである¹²。拘束的な関税の下での RTA の活発化は、明示的な関税引き上げを伴わずに関税戦争と同様の状態が進行する分、たちが悪いとも言える。同様に、多国間交渉の場で決まる協定税率の水準が各国が協定から逸脱することにより獲得できる外部機会の大きさに依存すると考えるならば、RTA 締結は多国間協定からの逸脱の利益を増大させ、結果的に多国間交渉の進展を停滞させるか、少なくともそのスピードを鈍化させる可能性がある¹³。

上記の議論に対する反論として、政府が交易条件を重視して政策運営を行っているとは考えにくいという事が挙げられよう¹⁴。しかし、政府が交易条件効果を目的としていないからこそ、却って RTA のブロック化が認識されにくい面もある。すなわち、政府が交易条件の改善を直接的な目的にして貿易政策を発動する最適関税の議論と異なり、RTA は政府が交易条件の改善を直接的に目指さずともそれが副次的な効果として付随する点に特徴がある。結果的に、締結国間の経済関係の緊密化と非締結国との経済関係の希薄化は予想以上に進行し、そのことが非締結国との貿易自由化誘因を事後的に下げってしまうかもしれない。「他国に対する貿易障壁の上昇を伴わない貿易自由化措置」という一見反対の余地がなさそうな政策変化の裏で、RTA のブロック化は静かに進行している可能性があるのである。

¹²Krugman (1993) は関税率が一定のもとでも、Krugman (1991) で得られた結果が成り立つことを示している。

¹³協定税率の水準と RTA 締結の関係を繰り返しゲームの枠組を用いて分析したものとして、Bond and Syropoulos (1996) や Bagwell and Staiger (1999) が挙げられる。

¹⁴もしも交易条件の改善が政府の貿易政策発動の目的であるならば、政府は輸入だけでなく輸出も制限するはずであるが、現実には各国は輸出制限に違法性がないにも関わらず輸入のみを制限している。Ethier (2004) はこの矛盾を「交易条件のパズル (Terms-of-Trade Puzzle)」と呼んでいる。

3.2 RTA 締結の政治経済的要因と「推進圧力転換効果」

前節で論じた RTA の「静かなブロック化」は交易条件効果を考慮しない場合でも生じうる。例として、政府が国全体の経済厚生の大きさのみならず、国内産業の政治的な支持の大きさを勘案して政策決定をする状況を想定しよう¹⁵。一般に輸入産業は貿易の自由化に反対するため、RTA であれ多国間交渉であれ、その政治活動は貿易自由化の阻害要因となると考えられる。このとき、政府が多国間交渉にコミットする場合には、国内の多くの輸出産業は多国間交渉による自由化に賛成する立場をとる事が予想され、そのことが政府が輸入産業の反対を押し切って多角的貿易自由化を進める一つの原動力となる。しかし、RTA というオプションがある場合には、自国だけでなくすべての外国に等しく貿易障壁が引き下げられる無差別な自由化よりも、非締結国に対しては貿易障壁が維持される RTA に特定の輸出産業が大きな支持を寄せるかもしれない。しかし、いったん RTA が締結された後は、既に自由化の利益を大きく享受した輸出産業は政府にさらなる自由化を要求することに消極的になるばかりか、多角的自由化により特惠的な立場が失われてしまう事を恐れて逆に多角的貿易自由化の反対派へと立場を転換しかねない。現実例としては、1996 年の WTO 交渉において EU との間で当初合意されていた米国のラム酒の包括的自由化が、カリブ海諸国のラム酒製造業者の反対により低価格ラム酒が自由化から除外された事が挙げられる (Limao, 2005)。もしも米国がカリブ海諸国に対して特惠的なラム酒関税を設定していなければ、それら業者は多角的な自由化に賛成の立場をとっていたであろう。

すなわち、一国の通商政策が利害関係が異なる複数の主体の相対的な影響力により決定される場合、特定の経済主体に特惠的な利益をもたらす RTA はそのパワーバランスを崩し、事後的な多角的貿易自由化の誘因を引き下げる可能性があるのである。この効果を特に「推進圧力転換効果」と呼ぶことにしよう。推進圧力転換効果は企業の特恵的な利益の大きさに依存しているため、貿易転換効果と正の相関関係があることが理論的に示されている¹⁶。ことさら、輸出市場が不完全競争下にある場合、より不効率な生産を行う企業を有する国が RTA のパートナーとして戦略的に選択されてしまう可能性も指摘されている¹⁷。

¹⁵Ethier (2004) は前述の「交易条件のパズル (Terms-of-Trade Puzzle)」は政治経済的な政府の意思決定を考慮することにより解決できるとしている。

¹⁶Grossman and Helpman (1995) 及び Krishna (1998) を参照のこと。

¹⁷Kiyono (1993) 及び Raff (2001) を参照。

3.3 企業の先行投資活動と「潜行性地域主義」

企業の生産及び販売調整に一定の初期投資が必要となる場合、あるいは企業が直接投資により域内生産への転換を図る場合、RTA は意図せざるブロック化を招く可能性がある。特定の国と RTA が締結された場合（あるいはそれが予期された場合）、国内の輸出企業は特恵的な自由化のメリットを最大限活かすべく、販路の確保や、輸出先の消費者の嗜好に合わせた製品の再設計等の活動に取り組むケースが多く見られる¹⁸。直接投資に関しても、NAFTA 発効前のメキシコへの直接投資や単一市場プログラムの開始前の EU への直接投資が、事前のデータから予測される値を超えて増加した事が示されている。貿易データによる事後的な検証においても、RTA の締結国間の貿易が当該 RTA の発効前から増加している事が実証されている (Freund and McLaren, 1999)。

重要なのは、こうした企業の活動には埋没費用 (sunk cost) を伴うため、それが持続的かつ不可逆的な影響をもたらす点である。すなわち、仮に RTA 発効後のさらなる自由化により多角的な貿易自由化が達成されたとしても、新たに自由化された市場への輸出拡大には大きな調整費用が必要となってしまう、企業が新市場参入に向けた投資活動を行わなくなってしまうかもしれない。結果的に、政策面では各国共通の状態が達成されたとしても、初期の RTA 締結国間での「貿易創出」と初期の非締結国に対する「貿易転換」は容易に解消されなくなる¹⁹。さらに、RTA 域内の不可逆的な関係の強化により、締結国内の輸出企業は事前的に抱いていた多角的貿易自由化に対する支持を事後的に取り下げってしまうかもしれない。

こうした関係特殊的な投資は民間企業の効率性追求の結果であり、かつそれが自由化の利益を最大限活用する目的でなされている点において、本来なら大いに推奨されるべき経済活動である²⁰。しかし、そのような効率的な活動が不均一かつ不可逆的な国家間の緊密化をもたらし、事後的に多角的自由化に対する需要を抑圧してしまう可能性があるのである。McLaren (2002) はこのような民間の経済主体の不可逆的な活動がもたらす RTA の事

¹⁸例えば、ポルトガルの繊維産業が同国の EC 加盟 (1986 年) の 3 年前から生産技術と設備の向上に取り組んでいた事、あるいはカナダの Vineland Estate Wines 社が 1989 年の米加 FTA の発効に先駆けて 1988 年に米国内で販売キャンペーンを展開していた事が Freund and McLaren (1999) で紹介されている。

¹⁹Freund (2000a) 参照。

²⁰実際、Freund (2000a) は仮に多角的貿易自由化が達成されたとすれば、世界厚生は埋没投資がある場合により大きくなることを示している。

後的なブロック化を「潜行性地域主義 (insidious regionalism)」と呼んでいる。

3.4 重複 FTA の締結によるスパゲッティ・ボウル現象

前節の後半でも触れたように、RTA を通じた自由化は締結国の追加的な自由化の誘因を削ぐだけでなく、実現された自由化の成果にもマイナスの影響を与える可能性がある。ことさら、各国が複数の外国と各々独立の協定を結ぶことができる FTA の場合にそれは大きな問題となり得る。

FTA の推進により世界各国がすべての外国と FTA を結び、多国間の自由化交渉を経ることなく、完全な FTA ネットワーク網の形成により事実上の多角的貿易自由化を達成したとしよう。しかし、形として多角的な自由化が達成されたとしても、その内容は多国間交渉を通じて達成された自由貿易と内容面で大きく懸け離れている可能性がある。Bhagwati は世界各国が多数の重複的な FTA により独立につながっている状態を「スパゲッティ・ボウル現象 (spaghetti-bowl phenomenon)」と呼び、FTA の積み重ねによる自由化の推進に警鐘を鳴らしている²¹。

スパゲッティ・ボウル現象が問題視される背景には、原産地規則 (rules of origin) の存在がある。締結国が独自に域外関税を設定する FTA においては、域外関税率が相対的に低い国を通じた域内他国への迂回輸出行為を防ぐために、輸入品の原産地を特定する必要が生じる。原産地規則は (i) 関税分類変更基準、(ii) 加工工程基準、(iii) 付加価値基準などの基準により輸入品の原産地を特定しており、表 1 に例示しているように、基準の適用方法は各 FTA により異なる。生産者は特恵的な貿易自由化のメリットを享受するために域内生産や中間財の域内調達を増加させるため、原産地規則は中間財に対する「偽装された保護主義 (hidden protection)」を生み出し、中間財市場や企業の直接投資行動に新たな「歪み」を生じさせる²²。また、現地での適応能力の差を無視すれば、部品調達国の多様化や国境を越えた工程間分業の達成等の企業努力によりその生産効率性を高めた企業ほど原産地規則の機会費用が大きくなる傾向にある。そのため、高コスト企業の域内直接投資が相対的に増えるという「逆選択」の問題が引き起こされる可能性もある。

²¹例えば、Bhagwati and Panagariya (1996) を参照。

²²原産地規則が中間財市場に与える経済効果については、例えば Krueger (1999) 参照。

表 1： 原産地規則の例*

JSEPA	関税番号変更基準 一部品目については付加価値基準 (閾値 60%)
日墨 EPA	関税番号変更基準 一部品目については付加価値基準 (閾値 50%)
NAFTA	関税番号変更基準あるいは付加価値基準 (閾値 60%) 一部品目 (カラー TV や繊維品等) については加工工程基準 自動車については付加価値基準の閾値を段階的に引き上げ
AFTA	40%の閾値による付加価値基準

*付加価値基準の閾値は取引価額方式での値

経済的なコストのみならず、原産地規則の運用には大きな行政コストがかかる点も無視できない。例えば、JSEPA では和文で 245 頁にも及ぶ付属書が品目別の原産地規則を規定するために作成され、日墨 EPA においても同様に 157 頁の付属書が作成されている。企業や輸出業者にとっても、輸出品が域内原産と認証され特惠関税を付与されるためには追加的なコストをかけて必要な文書を整えなければならない。Herin (1986) は EC と EFTA 間の FTA に関して、原産地と認証されるために必要なコストは本船積込渡し (Free on Board, FOB) 価額の 3% から 5% にのぼると計測した。単純な解釈をすれば、FTA による関税の撤廃の裏には 3% から 5% の関税相当の新たな障壁が生み出されているのである。しかも関税収入が獲得できない分、経済厚生は同率の関税賦課時よりも悪化する。日本においても貿易関連団体から原産地規則の手続き円滑化の要望も出されており、企業にとって原産地規則のコストが無視できない事が示唆される²³。

強調すべきは、多国間交渉による無差別な貿易自由化のケースと異なり、FTA による自由化は原産地規則を満たした生産者にのみ適用される「条件付き自由化」であるという点である。FTA 締結により見かけ上は貿易自由化が達成された後も、原産地規則を満たすことができない (あるいはそのコストを勘案して能動的に満たす事を選択しない) 生産者が多数存在する自体が生じ、実質的な貿易自由化の範囲は限定的になる可能性がある。実際、在メキシコ企業の NAFTA の原産地規則の遵守率 (compliance rate) は全体として 64%で

²³例えば、「経済連携協定における原産地規則に関する要望」(日本貿易会, 2005 年 3 月 3 日)を参照。

しかないとの報告もある²⁴。

さらに、各 FTA 毎に異なる例外品目が設けられる場合、例外品目に対する相対的な保護の程度が高まり世界貿易の「歪み」が拡大しかねないばかりか、品目レベルのブロック化が進行し例外品目に関しての多角的自由化が達成しにくくなる可能性もある。GATT 2 4 条の規定では RTA 締結国は「実質的にすべての貿易 (substantially all trade)」について自由化することが求められているが、その解釈に関するコンセンサスは未だ得られておらず、多くの RTA において例外品目が設けられているのが現状である。自由化される品目であっても、関税割当による限定的な自由化に留まる例も見られる。表 2 は代表的な RTA に関する主な例外品目（すなわち、関税無譲許の品目）を例示している。

表 2： 関税撤廃例外品目の例

JSEPA	乳製品，きはだまぐる等
日墨 EPA	小麦，みかん，リンゴ 乳製品，砂糖，くるまぐる等
NAFTA*1	家禽肉，乳製品，砂糖， ピーナッツ，卵等
EU・メキシコ FTA	食肉乳製品穀物糖類，マグロやカツオの加工品*2 ワインなどの酒類，チーズ
韓国・チリ FTA	豚肉，麦，酪農製品等*3 コメ，リンゴ，ナシ，小麦粉等

*1 カナダ，米国，メキシコ各々の組み合わせによって例外品目は異なる

*2 2003 年までに再協議されることになっていたが，2006 年 1 月現在再協議は行われていない

*3 WTO ドーハ・ラウンド以降再協議

²⁴ Anson et al. (2005) 参照。もともと米国において無関税であった部門をとりのぞくと、その値は 84% になる。部門間にも大きな格差があり、例えば輸送機械部門では遵守率は 97% であるのに対し家具部門では 20% しかない。

3.5 RTA と多国間交渉の同時進行に関わる懸念

現在、世界各国は RTA による差別的な自由化を推進しつつ、同時に WTO のドーハ・ラウンドを通じて多国間交渉による自由化を模索している。各国が RTA を重視しつつも多国間交渉での自由化に継続的に取り組んでいる事は、依然として最恵国待遇の原則に根ざした無差別な自由化の重要性が認識されている証左として、肯定的に捉えるべきであろう。しかし、RTA と WTO の交渉を同時進行させる事には、いくつか留意すべき点があることを指摘しておきたい。

第一に、事前に多国間の貿易自由化が進めば進むほど、RTA による差別的な貿易自由化を維持するメリットが相対的に増す効果が指摘されている²⁵。すなわち、締結国と非締結国間の関税率が高く維持されている状態では、両者の間で貿易を自由化することにより国内の大幅な効率性改善と相手国への輸出増加が望めるため、追加的な RTA や多国間交渉の妥結による自由化の拡大が実現する可能性が高い。しかし、両国間の関税率が既に低水準である場合には、RTA 締結国の政府はさらなる自由化によって微々たる効率性の改善と輸出増によるメリットを獲得するよりも、交易条件の悪化や輸入産業の政治的な反発等のデメリットを重視しがちになる可能性がある。

第二に、一般に先進国と途上国では前者の方が貿易自由化が進んでいるため、途上国の自由化を十分に促すだけの見返りを先進国が提供できないという「交渉力のパラドックス」が生じやすくなる面がある。

第三に、RTA の交渉に多くの時間や人材が割かれることにより、WTO における多国間交渉に投入される交渉資源が減ってしまい、その機動性がさらに失われてしまう可能性もある²⁶。交渉資源の効率的な活用のためには、RTA での交渉を優先すべき分野と WTO での多国間交渉で優先すべき分野を明確にし、同じ分野の交渉を少なくとも同時期に重複させないことが肝要であると考えられる。

²⁵ Freund (2000b) は多国間交渉の進展が RTA の締結を活発化させる事を理論的に示している。

²⁶ 実際、2005 年 4 月に経済産業省貿易経済協力局に「原産地証明室」が設置されるなど、新規 RTA の交渉のみならず発効済みの RTA に関わる業務に割かれる人員が増加している。

4 多角的貿易自由化の促進要因としての RTA

4.1 途上国の国内改革のロックイン効果

GATT/WTO における度重なる多国間交渉を経て、先進国間の貿易は特に鉱工業品に関して大幅に自由化された。今後世界の自由貿易体制を深化させるためには、相対的に高い関税率を維持している途上国の自由化が不可欠である。しかし、1999 年のシアトル閣僚会議決裂の一因が先進国と途上国の対立であったように、WTO での多国間交渉による自由化は難航しており、途上国のキャパシティ・ビルディングが新ラウンドの大きな課題となっている。

次善理論が示唆するように、貿易自由化が効率性を高めるためには他の歪みが十分に取り除かれている事が条件となるが、一般に途上国においては産業調整コストの存在や国内の競争法の不備などの「歪み」が多数存在するため、貿易自由化は失業や部門間の所得格差の拡大等の短期的ないし中期的なコストを伴いがちになる。問題は、自由化路線への政策転換によって国内改革や産業調整が進む事が予見され、長期的には自由貿易の利益を享受できることを政府が認識していたとしても、民間の経済主体にとってその政策転換が信憑性があるものと判断されない限り改革が進まない点にある。すなわち、産業調整が進まない限り保護政策を続けることが政府の最適政策であることを民間の経済主体が認識している限りにおいて、実際に改革をしても産業調整は進まず、結局政府も保護政策を継続せざるを得なくなってしまう。仮に自由化路線を標榜する政府が短期的に改革を進められたとしても、政権交代により政策が容易に転換されてしまうかもしれない。

途上国は先進国と RTA を締結することにより上記の「時間的不整合 (time-inconsistency) の問題」を解決し、政策転換をロックインさせることに成功する可能性がある²⁷。その理由は以下の通りである。第一に、RTA は途上国政府が自由化政策と国内改革を放棄するコストを高めることができる。すなわち、RTA からの逸脱は先進国への輸出増加というメリットを失うという懲罰的な損害を伴うため、途上国政府は改革路線を続けることに信憑性を持たせることができる。第二に、RTA の締結により先進国マーケットへのアクセスが容易になったことで、当該途上国への直接投資が増加し、技術移転による生産性上昇や輸出志向型の産業構造への転換を通じて国内の自由化路線が確固たるものになる。WTO におけ

²⁷以下の議論は基本的に Ethier (1998) 及び Fernández and Portes (1998) に基づく。

る多国間協定によっても上記のような効果は達成されうるが、(i) 途上国の逸脱に対してどの先進国が「懲罰的な役割」を担うかが明確であること、(ii) 特定の先進国との特惠的なリンクの構築が途上国への直接投資の流入をより確実にすること、(iii) 特定の途上国に必要なキャパシティ・ビルディングを迅速かつ機動的に進められる事、の3点から、RTAの方が途上国政府のコミットメント手段として有効性が高いと考えられる。RTAにより自由化路線への転換を成功させた途上国には、多国間交渉の場で多角的自由化を進める誘因が生じるとともに、その多角的貿易自由化の進展がさらに後発の途上国による RTA の締結と多角的貿易自由化の推進をもたらすという好循環を生み出しいく。RTA による地域主義と WTO による多国間主義は自己増殖的に多角的な自由化を進めていくのである。

自由化政策のロックイン効果の現実例としては、NAFTA におけるメキシコが挙げられる。NAFTA 締結によってメキシコへの直接投資は大幅に増加しており、また、1994 年のメキシコ通貨危機時にメキシコは他国からの輸入に対する関税は引き上げたが、NAFTA のパートナー国に対しては関税の削減を続けた。全ての国に対して関税を引き上げた 1982 年時の通貨危機とは対照的である。より直接的な例として、EU の中・東欧諸国との欧州協定も挙げられる²⁸。欧州協定は社会主義体制にあった中・東欧諸国の構造改革と市場経済化を促すことを主要な目的とし、EU 加盟を前提に締結国の EU の法制度の取り入れが図られた。欧州協定の結果、同諸国への直接投資が増加し、2004 年に 10 カ国のうちハンガリーとルーマニアを除く 8 カ国（およびマルタ・キプロスの 2 カ国）が EU への新規加盟を果たしたのは記憶に新しいところである。

4.2 RTA 締結競争と「推進圧力創出効果」

各国が非協力的に競って RTA を締結する事が、結果として多角的貿易自由化を達成するという見方もある。一般に RTA の締結は非締結国の犠牲の下に締結国に利益をもたらす面があるため、RTA の締結は非締結国への「脅し」になり、既存の RTA への新規加入や多国間交渉の推進材料になる可能性がある。非締結国の損失は主に輸出産業の利益減に拠るため、RTA が非締結国の自由化推進圧力を高めるという「推進圧力創出効果」も生じる。古い例では、欧州経済共同体 (EEC) の創設やその加盟国拡大が GATT におけるケネ

²⁸1994 年から 1999 年にかけてハンガリー・ポーランド・チェコ・スロヴァキア・ルーマニア・ブルガリア・エストニア・ラトヴィア・リトアニア・スロヴェニアの 10 国それぞれと FTA を締結した。

ディ・ラウンドや東京ラウンドの交渉進展に繋がったと指摘されている。最近の例では、米国のカナダやイスラエルとの FTA が新ラウンドの立ち上げに消極的であった欧州共同体 (EC) の政策転換を促しウルグアイ・ラウンドの立ち上げに繋がった事や、NAFTA やアジア太平洋経済協力会議 (APEC) の存在が同ラウンドでの EC の譲歩を引き出した例が指摘されている²⁹。また、日墨 EPA 締結においては日本経団連等の輸出産業に関連した日本の経済団体が強い支持を寄せ、メキシコへの輸出に関する日本企業の他国企業に対する不利な競争条件の解消がはかられた³⁰。

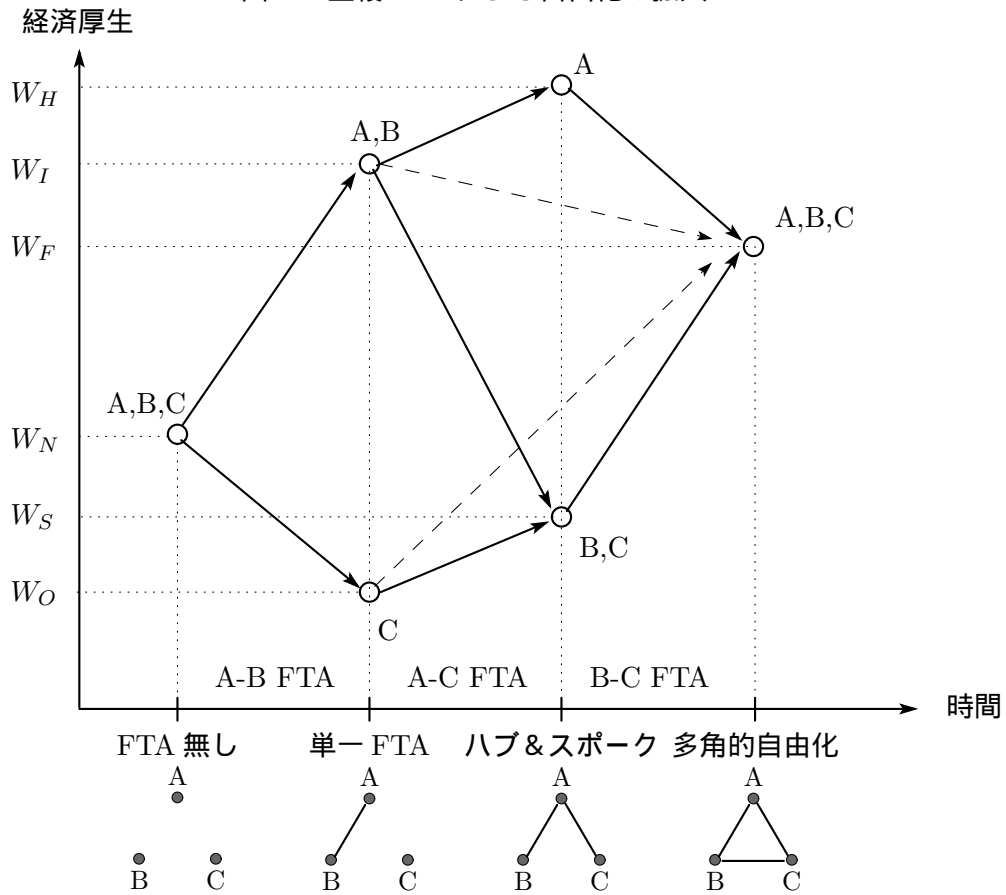
しかし、非締結国への「脅し」という形での RTA の締結にはブロック化を促す面もあることを認識しておかなければならない。3.1 節で述べたように、他国の RTA の締結により損失を被った（あるいは被る可能性を認識した）非締結国は対抗的な RTA を結ぶ可能性があり、それが結果的に世界経済のブロック化を招いてしまう恐れがある。

ただし、そうしたブロック化の懸念は最近の RTA の特徴を見る限り杞憂であるかもしれない。現実に締結されている RTA のほとんどが CU ではなく FTA だからである。共通域外関税を設定する CU と違い、FTA は締結国が他国と独立に重複的な FTA を結ぶ事ができる。日本はシンガポールと二国間 FTA を締結した後、メキシコとも二国間 FTA を締結したが、シンガポールとメキシコの間では未だ FTA は締結されておらず、3 国間の貿易は日本をハブとしたハブ&スポーク型の貿易体制となっている。一方、メキシコは日本のパートナーであるだけでなく NAFTA の一員でもあり、EU や EFTA、中米共同市場 (CACM) やチリなどの南米諸国、さらにはイスラエルなど、43カ国もの国と FTA を締結しており (2005 年 11 月末現在)、重複 FTA の一大ハブ国となっている。EU や MERCOSUR のような CU の場合、域内国が独自に域外国と RTA を結ぶことはできない。例えば EU のメンバーであるフランスはメキシコと独自に FTA を結ぶことはできず、域外国との新しい協定の締結は必ず EU 全体で行わなくてはならない。

²⁹例えば、WTO (1995) や Bergsten (1997) 参照。

³⁰日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会・日本貿易会「日墨経済連携協定の早期締結を求める」(2003 年 8 月 5 日)を参照。

図1：重複FTAによる自由化の拡大



FTAによる重複協定の締結は、多角的自由化の達成をより容易にする面がある。そのメカニズムを図1を用いつつ説明しよう³¹。初期時点でA,B,Cの3国はFTAを締結しておらず、各々の国の経済厚生は W_N である。3国のうち2国、例えばA国とB国はFTAを締結することにより経済厚生を W_I に上げることができ一方、取り残されたC国の厚生はA,B両国への輸出の減少や交易条件の悪化により W_O へと下がる。ここで、A,B両国とC国がCU型の一括的な関税撤廃により多角的自由化を達成すると、C国は初期の損失が回復されるばかりか効率性も改善されるため、その厚生が大きく上昇する($W_O \rightarrow W_F$)が、A,B両国の厚生は交易条件の悪化等により下がってしまう($W_I \rightarrow W_F$)ために、そのような協定は締結されない³²。しかし、初期のFTAの締結国、例えばA国はC国と独立に重複FTAを締結してA国をハブとしたハブ&スポーク型の貿易体制を確立することにより、厚生を改善($W_I \rightarrow W_H$)できる可能性がある。スポーク国であるB,C両国の貿易は

³¹以下の議論は、Mukunoki and Tachi (2005)に基づく。

³²ただし、以前のAPECのように新規加入が自由であるような場合には、多角的貿易自由化が達成される。

自由化されていないため、A 国の輸出産業が二重に特恵的な利益を獲得できるからである。スポーク国の厚生は貿易協定がない場合よりも下回る可能性があるが、C 国にとっても域外国にとどまるよりは厚生があがるため ($W_O \rightarrow W_S$)、A 国との FTA に合意する。ハブ & スポーク型の貿易体制が達成された後は、B, C 両国はスポーク間 FTA を結ぶことにより相対的に不利な立場を解消し、結果的に 3 つの独立した FTA の組み合わせにより多角的自由化が達成される。短期的にハブ国になることの利益が初期の FTA 国の「逸脱」の誘因を生み出し、多角的自由化が達成されるのである³³。

こうした重複 FTA による自由化の拡大では、将来の多角的貿易自由化の重要性が各国の共通認識である必要はない。むしろ各国が短視眼的に RTA 締結に動く事で多角的貿易自由化が達成されるのである。複数の CU の締結が各国の「囚人のジレンマ」を生み出すのに対し、FTA の場合は各国が戦略的に動く事によりパレート改善的な結果を生み出すという意味で、「囚人の歓喜 (prisoner's delight)」(Garnaut, 1994) がもたらされるのである。

さらに、CU 型の無差別な拡大と異なり、重複 FTA の拡大ではハブ国の輸出産業が何度も特恵的な輸出増加による高い利益を得られるため、3.2 節で述べた「推進圧力転換効果」が生じにくくなるばかりか、逆に国内産業が積極的にハブ国になることをサポートする「推進圧力創出効果」を生み出すかもしれない³⁴。また、スポーク間 FTA によるハブ国の将来損失は初期の関税率が低いほど小さくなるので、重複 FTA による拡大はむしろ多角的な自由化が一定以上進んでいる場合に実現しやすい可能性がある。すなわち、重複 FTA による拡大は 3.5 節で述べた多国間交渉の親展との代替性の問題をも解消しうるのである。

ただし、こうした重複 FTA の締結による自由化拡大の裏には 3.4 節で述べたのスパゲッティ・ボウル現象によるコスト増が伴うことには留意が必要である。上記の重複 FTA のメリットを活かすためには、原産地規則のコストを最小限にとどめる必要がある。

4.3 産業調整の進展と「阻害圧力転換効果」

3.2 節では輸出産業や寡占産業に関する「推進圧力転換効果」について論じたが、輸入産業に注目した場合、RTA は貿易自由化に反対する政治圧力を弱めるという「阻害圧力転

³³Mukunoki and Tachi (2005) ではさらに、短期的にハブ国になる利益を長期的な損失が上回る場合でも、各国がスポーク国に追いやられる事を恐れて先行的にハブ国になる可能性があることが示されている。

³⁴Mukunoki and Tachi (2005) では寡占企業による内生的なロビー活動を考慮することにより、政治的な圧力の存在が重複 FTA の拡大をより達成しやすくする面があることを理論的に示している。

換効果」を生む可能性がある。

そのメカニズムは以下の通りである。自由貿易により効率的な国際分業を達成するためには、比較劣位にある輸入産業から比較優位産業に生産要素が移動しなければならない。ところが、産業調整には摩擦的な失業や職業訓練、あるいは新たな製品開発コスト等、様々な調整コストがかかるため、輸入産業に従事する人々はそれらのコストを重視し貿易自由化に反対する傾向が強い³⁵。多国間の無差別な自由化の場合、広範囲の輸入産業が多数の国に対して貿易を自由化するため、国内で多くの政治的反発が巻き起こるために自由化が進みにくくなる。一方、RTA による差別的な自由化の場合、締結相手国からの輸入がある一部の輸入産業について締結相手国にのみ貿易を自由化するため、自由化反対の圧力が軽減され RTA が締結される。RTA の締結により自由化の対象となった輸入部門は産業調整が中長期的に進行することにより縮小し、将来の自由化反対圧力がさらに減ることになる³⁶。

「阻害圧力転換効果」をサポートする現実例は乏しいが、例えば日本の農林水産省が JSEPA 交渉時とは一転して FTA (EPA) 締結の推進派に立場を転換し³⁷、現実にも日墨 EPA において農産物の自由化が実現されたのは上記効果の表れといえるかもしれない。ただし、自由化にセンシティブな輸入産業ほど例外品目に指定されたり関税撤廃までに長い移行期間が設定される場合が多い³⁸。産業調整や所得分配の変化に伴うコストを考えると、ある程度の例外が設けられるのは RTA の機動性を保つためにも必要な措置であろうが、安易な例外化によって自由化のモメンタムが失われないように注視することが必要である。

³⁵ここでいう産業調整は、海外との競争に晒された輸入産業が技術開発を通じて逆に輸出産業へと転換する可能性も含んでいる。

³⁶ただし、当初締結国向けに行われていた政治活動が非締結国に対する保護圧力に振り替えられることにより、逆に将来の自由化反対圧力が増す場合もありうる。政治経済モデルを用いて RTA による産業調整と事後的な自由化反対圧力の軽減を論じたものとしては、Richardson (1993) が挙げられる。Mukunoki (2005) は内生的なロビー形成活動を考慮しつつ、「阻害圧力転換効果」が生じる条件を理論的に明らかにしている。

³⁷農林水産省「農林水産分野におけるアジア諸国との EPA 推進について～みどりのアジア EPA 推進戦略～」(2004年11月)には、「…現在進めつつある EPA の取組を積極的に推進することとし、これを活用して、我が国を含むアジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保、農林漁業・食品産業の共存・共栄の実現、農山漁村の発展を図ることとする。」との記述がある。

³⁸Gawande et al. (2001) 参照。

4.4 交渉主体の減少と対象分野の広範化

RTA の締結が交渉を効率化し、貿易自由化をより迅速に達成する効果があることも指摘されている。すなわち、交渉スピードが交渉主体の数とともに遅くなると考えた場合、150 国・地域にも達した WTO 加盟国が独立して交渉に望むよりも、RTA 単位で交渉を行った方がそのスピードが増すという考えである。域外共通政策を採る CU においてより期待できる効果であり、例えば EU や中米共同市場 (CACM)、カリブ共同体 (CARICOM) は RTA 単位で対外交渉に望んでいる代表例である。ただし、CU 内での意見調整がスムーズに行われることが前提となるため、交渉主体の減少が全体で見た交渉スピードを上昇させるとは限らない。また、政治的な圧力を考えた場合、CU における対外共通政策の設定が域内国の異なる政治圧力を打ち消し合う効果や、ロビー活動の「ただ乗り問題 (free-rider problem)」を生み出すことにより、域外国に対する貿易自由化を進める効果も指摘されている³⁹。

RTA の内部に視点を移せば、交渉主体が少ないために RTA では多国間交渉よりも広範囲な分野での自由化やルール・メイキングが可能になる面がある。例えば、JSEPA や日墨 EPA では貿易の自由化以外にも相互承認や税関手続の簡素化による取引の円滑化、投資ルールやヒトの移動、サービス貿易の自由化等に関して現行の WTO ルールよりも踏み込んだ内容が合意されている。また、例えば EU やカナダ・チリ FTA はアンチダンピング措置の域内不適用ルールを設定し、締結国間の貿易制限的な措置の発動を抑制している。

もしも、RTA により先行的に策定されたルールがデファクト・スタンダードとして逐次的に他国にも適用されることになれば、多国間のルール・メイキングがより円滑に行われる事になる。すなわち、RTA の活発化は交渉項目の多様化による障害を克服し、多国間のルール・メイキングを促す手段となりうる。特に、ルールの策定は公共財的側面を持つため、貿易自由化における貿易転換や交易条件効果のような近隣窮乏化効果が働きにくいと考えられるため、一旦ルールが策定されれば逐次的な拡大が行われやすい面があると思われる。

ただし、複数の RTA で内容が異なるルールが作成された場合、その調和が困難になり、

³⁹CU の形成によるロビー活動の「ただ乗り問題」に関しては、Panagariya and Findlay (1996) を参照。ただし、対外政策の決定主体が統合されたことにより、却って政治活動が高まる可能性もある。例えば、1998 年には一万三千人もの専門のロビイストが EU 本部のあるブリュッセルに集結していたとの報告もある (*The Economist*, 1998 年 8 月 14 日)。

結果的に3.4節で述べたスパゲッティ・ボウル現象が生まれる危険性もある。あるいはシンガポール・豪州 FTA、シンガポール・ニュージーランド FTA で規定されている一般セーフガードの域内不適用や NAFTA やカナダ・チリ FTA などで見られる条件付の域内不適用は、本来無差別な貿易措置を RTA により差別的な措置として運用する事を可能にするルールであるため、近隣窮乏化効果を持ちうることに留意が必要である⁴⁰。一方、アンチダンピング措置の域内不適用については、同措置が元来差別的に適用される事から、域内貿易自由化の実効性を高めるものとして評価できる⁴¹。

5 阻害か促進か：RTA と関税引き下げに関する既存の実証研究

第2節と第3節では、RTA が多角的貿易自由化の阻害要因となる可能性と促進要因となる可能性について各々論じたが、実際に RTA は各国の多角的貿易自由化の誘因にどのような影響を与えたのであろうか。その答えは既存の RTA が多角的貿易自由化に与える影響に関する実証研究により与えられるべきであるが、残念ながら現状では研究成果は限られている。

注目される最近の研究として、Limao (2005) と Limao and Karacaovali (2005) が挙げられる。Limao (2005) は米国のウルグアイ・ラウンドにおける関税引き下げの大きさについて8桁レベルで品目別に検証し、1994年時点で米国が他国に(一般特惠関税を含めた)特惠的な関税を与えてた品目に関する関税引き下げ率が平均2.75%であったのに対し、そうでない品目については平均4%であったことが示されている。また、他の要因を調整しつつ回帰分析を行った結果、特惠関税が適用されている品目ほど引き下げ率が小さく、さらに米国が特惠関税が付与しているすべての国から輸入がある品目についてはさらに引き下げ率が小さいとの結果が得られている。Limao and Karacaovali (2005) は同様の結果が EU についても成り立ち、さらに EU に関しては特惠税率が無税の品目に関してその傾向

⁴⁰例えば、EU とインドネシアが WTO に申し立てを行ったアルゼンチンによる履き物セーフガード措置の MERCOSUR 諸国への不適用問題については、上級委員会の1999年12月4日付の報告で同措置が GATT 24条により正当化できず、無差別原則に反するものと判断された。ただし、関税同盟が全体として発動するセーフガード措置(例えばEUのセーフガード措置)の場合は、域内不適用はセーフガード協定において正当化される。セーフガードをはじめとした貿易措置の域内不適用問題に関しては、相樂(2003)及び東條(2004)が詳細な解説と分析を行っている。

⁴¹ただし、域内不適用にコミットすることが、却って域外国への適用を高める可かもしれない。経済学的な分析も含めて今後その効果の検証が求められる。

が強い事が示されている。これらの結果は、RTA の推進が多角的貿易自由化の成果を小さくする可能性を示唆するものである。

一方で、RTA が域外関税の引き下げ要因になるとの実証結果も得られている。Foroutan (1998) は 50 の発展途上国について、RTA への参加と非特惠関税率の大きさの関係を検証し、RTA に参加しているほど非特惠関税率が低くなる傾向にあるとの結果を得ている。また、Bohara et al. (2004) は MERCOSUR の発足によりブラジルから輸入が増えた産業について、アルゼンチンの域外関税率がその後下がる傾向にあることを示している。

これら既存の研究結果は、RTA は先進国の多角的貿易自由化の誘因を削ぐ危険を孕む一方で、発展途上国の自由化誘因を高める可能性が大きい事を示唆しているいえよう。もちろん、上記の研究のみでは対象とする国・地域や期間が限定されており、現時点で総合的な判断を下すべきではない。今後のより一層の研究が望まれる。

6 総括といくつかの提案

本稿では、RTA が一方で機動力のある貿易自由化手段として世界各国の経済効率性を高める有効な手段となるが、他方で差別的な措置であるが故に国家間の意図せざるブロック化や追加的なコスト増を招く危険がある事を明らかにした。特に、RTA のブロック化は各国の能動的な意志によってのみ引き起こされるのではなく、各国が自由化の意志を共有していたとしても、短視眼的な RTA 締結の積み重ねにより「結果として」引き起こされる可能性があり、民間の経済主体の効率的な先行投資活動がそれら「静かなブロック化」を助長するという罨まである。

しかし、世界経済における RTA の影響力が無視できないまでに拡大している現在、ブロック化や輸入産業の反対を恐れて RTA の推進に躊躇し、RTA 締結競争に取り残され域外国に追いやられる状況は避けるべきである。現実的には RTA の推進の可否に議論の余地は無く、自国及び他国が RTA を推進することを前提としつつ、それを多角的貿易自由化へと結びつけるための環境の整備や、RTA の負の要素を取り除くためのルール・メイキングを重要課題とすべきである。以下、本稿の議論を踏まえて、RTA と多角的貿易自由化との間の補完性を保つために必要となると考えられる点について、いくつかの提案を行う。

第 1 に、現在多く見られる重複 FTA の締結によるハブ&スポーク型の自由化拡大は推

奨まれるべきである。重複 FTA による拡大は国家の世界貿易における「独占力」を生み出さずに、むしろ自由化拡大に関する競争的な状況を各国に作り出すことを通じて、多国間の自由化を進行させる面がある。重複 FTA による拡大は政治的に「促進圧力創出効果」を生み出す面でも、さらに多国間交渉における自由化進行との補完性を保つ上でも望ましい。

第 2 に、原産地規則や域内で策定されたルールの調和作業が急務である。上記の重複 FTA による拡大の裏には常にスパゲッティ・ボウル現象によるコスト増が付随するため、複数の FTA 同士での原産地規則の調和及び原産地証明発給手続きの簡素化が必要となる。例えば 1997 年以降、EU を中心とした欧州において汎欧州原産地規則 (Pan-European Cumulation System, PESC) が適用され、参加国内でいったん原産地証明を受ければ異なる二国間 FTA 内の貿易であっても再び原産地証明を受ける必要がないシステムが導入された。それは今後の調和作業のモデルケースとなるであろう。また、原産地証明の発給手続きを簡素化するために、ネットや電子媒体を通じた自動発給システムの導入が望まれる⁴²。

第 3 に、先進国と途上国との垂直的な FTA を積極的に推進すべきである。途上国のキャパシティ・ビルディングに取り組むにあたって、RTA による政策改革のコミットメント効果の果たす役割は大きいと期待され、日本も多様な項目を含んだ包括的な経済連携協定を締結しつつ、アジアの先進国として同地域の経済改革に積極的に寄与すべきである。特に、コミットメント効果を高めるためには AFTA のような授權条項に基づく制約の緩い RTA ではなく、GATT24 条に基づく RTA がより有効であると思われる。また、アジア地域には高度な生産分業ネットワークが構築されており、そのメリットを失わないためにも、RTA の締結や原産地規則の適用を慎重に行う必要がある。

第 3 に、GATT 24 条の解釈をより明確にし、その制約を強化する必要がある。例外品目の設定は RTA の機動性を高く保つ面もあるが、一方で自由化品目と例外品目との間の保護水準の差異の拡大が、「例外品目から自由化品目への人為的な消費及び生産の代替」をもたらすという新たな歪みをもたらしてしまう可能性がある。GATT 24 条の要件の一つである「実質上すべての貿易についての自由化」の解釈を明確にし、また例外品目に関して明示的なルールを決めることにより、品目レベルでのブロック化やスパゲッティ・ボウル現象の可能性は低下するであろう。同時に、政府もルールを盾に自由化へコミットし

⁴²日本では大阪商工会議所が日墨 EPA に関する特惠原産地証明発給について導入した。タイは原産地証明書発給のための審査をオンラインで行うシステムを導入している。

やすくなる。自由化品目の範囲を拡大する事は域外国に対する近隣窮乏化効果を増大させる面もあるが、貿易自由化に関する多国間交渉に対する RTA の優位性を確保する意味においても、自由化の範囲を狭めることは得策でないと考える。

また、一般に歪みの大きさや域外国への近隣窮乏化効果の大きさは域内関税と域外関税の差の大きさと正比例の関係があるため、現行の「協定締結前よりも対外貿易を制限的に行わない」との要件を深化させ、域外障壁を一定の幅で引き下げることを要求することにより、RTA による近隣窮乏化効果を取り除くか、少なくとも軽減することができる。相互主義を原則とする WTO において一方的な引き下げを要求する制度を構築するのには困難が伴うと予想されるが、ルールの構築までには至らなくとも、RTA を評価する際に域内関税と域外関税の差をより重視すべきである⁴³。また、関税差が広がる域外障壁の引き下げは RTA の「脅し効果」も弱めるが、同効果が対抗 RTA の締結競争によるブロック化を招くリスクを有することを考慮すれば、域外国への脅しとしての RTA は推奨されるべきではないだろう。さらに、例外品目のスパゲッティ・ボウル化を解消し高度なルールをスムーズに他国に拡大していくために、「将来他国との FTA 締結による優遇措置や高度なルールを現行の FTA 締結国にも適用する」といった、FTA に関する最恵国待遇規程の導入も検討に値するかもしれない。

以上、RTA を多角的貿易自由化と補完的に作用させるための方策を検討してきた。ただし、仮に RTA が自由貿易体制の構築の「積み石」となったとしても、それはあくまで次善の方策であることを忘れてはならない。RTA は多角的貿易自由化を阻害する何かしらの「歪み」を直接的に取り除いているのではなく、それを間接的に弱めているに過ぎない。しかも、人体への投薬に副作用があるように、RTA にはそれ自体が多角的貿易自由化を阻害する「歪み」となってしまうリスクがある。経済学の「政策割当理論」が教えるように、特定の市場の「歪み」を取り除くためにはその「歪み」に直接働きかける政策を採るべきである。例えば多角的貿易自由化の阻害要因が産業調整コストの存在であるならば、産業調整コストを引き下げる直接的な政策を採るべきであり、RTA は補助的なツールの一つに

⁴³仮に域外関税率が一定に保たれている場合でも、域内関税率の撤廃の要件を外して、域内関税率の引き下げ幅を抑える事で近隣窮乏化効果は緩和できる。しかし、域内関税率の引き下げ幅に柔軟性を持たせることはスパゲッティ・ボウル現象のリスクを無用に高めるため、避けるべきと考える。初期関税率が高い関税に関しては、最終的な撤廃を前提としつつ、域内での自由化スケジュールに柔軟性を持たせるのが現実的な対応ではないだろうか。

過ぎないのである。

今後、世界貿易体制における RTA の重要度は益々高まることが予想されるが、RTA に過大な役割を担わせるべきではなく、そのプラス面とマイナス面を冷静に見極めることが肝要である。

参考文献

Abrego, Lisandro, Raymond Riezman, and John Whalley (2004) “How Often are Propositions on the Effects of Regional Trade Agreements: Theoretical Curiosa and When Should They Guide Policy?”. *Journal of International Economics*, forthcoming.

Anson, José, Olivier Cadot, Antoni Estevadeordal, Jaime de Melo, Akiko Suwa-Eisenmann, and Bolorma Tumurchudur (2005) “Rules of Origin in North-South Preferential Trading Arrangements with an Application to NAFTA”, *Review of International Economics*, Vol. 13, No. 3, pp. 501–517.

Bagwell, Kyle and Robert W. Staiger (1999) “Regionalism and Multilateral Tariff Cooperation”, in John Piggott and Alan Woodland eds. *International Trade Policy and the Pacific Rim*, New York: St. Martin’s Press.

Bergsten, Fred C. (1997) “Open Regionalism”, *World Economy*, Vol. 20, No. 5, pp. 545–565.

Bhagwati, Jagdish N. (1993) “Regionalism and Multilateralism: An Overview”, in J. De Melo and A. Panagariya eds. *New Dimensions in Regional Integration*, New York: Cambridge University Press, Chap. 2, pp. 22–57.

Bhagwati, Jagdish N. and Arvind Panagariya (1996) “Preferential Trading Areas and Multilateralism: Strangers, Friends or Foes?”, in Jagdish N. Bhagwati and Arvind Panagariya eds. *The Economics of Preferential Trading*, Washington, D.C.: AEI Press, pp. 1–78.

Bohara, Alok K., Kishore Gawande, and Pablo Sanguinetti (2004) “Trade Diversion and

- Declining Tariffs: Evidence from Mercosur”, *Journal of International Economics*, Vol. 64, No. 1, pp. 65–88.
- Bond, Eric W. and Constantinos Syropoulos (1996) “Trading Blocs and the Sustainability of Inter-Regional Cooperation”, in M. Canzoneri, W. Ethier, and V. Grilli eds. *The New Transatlantic Economy*, New York: Cambridge University Press.
- Chang, Won and Alan L. Winters (2002) “How Regional Blocs Affect Excluded Countries: The Price Effects of MERCOSUR”, *American Economic Review*, Vol. 92, No. 4, pp. 889–904.
- Ethier, Wilfred J. (1998) “Regionalism in a Multilateral World”, *Journal of Political Economy*, Vol. 106, No. 6, pp. 1214–1245.
- (2004) “Trade Policies Based on Political Externalities: An Exploration”, February. PIER Working Paper 04-006, University of Pennsylvania.
- Fernández, Raquel and Jonathan Portes (1998) “Returns to Regionalism: An Analysis of Nontraditional Gains from Regional Trade Agreements”, *World Bank Economic Review*, Vol. 12, No. 2, pp. 197–220.
- Foroutan, Faezeh (1998) “Does Membership in a Regional Preferential Trade Arrangement Make a Country More or Less Protectionist?”. World Bank Policy Research Working Paper No. 1898.
- Frankel, Jeffrey A. (1997) *Regional Trading Blocs in the World Economic System*, Washington, D.C.: Institute for International Economics.
- Freund, Caroline L. (2000a) “Different Paths To Free Trade: The Gains From Regionalism”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 115, No. 4, pp. 1317–1341.
- (2000b) “Multilateralism and the Endogenous Formation of Preferential Trade Agreements”, *Journal of International Economics*, Vol. 52, No. 2, pp. 359–376.

- Freund, Caroline L. and John McLaren (1999) “On the Dynamics of Trade Diversion: Evidence from Four Trade Blocs”, June. International Finance Discussion Paper No.637, Board of Governors of the Federal Reserve System.
- Garnaut, Ross (1994) “Open Regionalism : Its Analytical Basis and Relevance to the International System”, *Journal of Asian Economics*, Vol. 5, No. 2, pp. 273–290.
- Gawande, Kishore, Pablo Sanguinetti, and Alok Bohara (2001) “Exclusions for sale: Evidence on the Grossman-Helpman Model of Free Trade Agreements”, July. Nafta-Mercosur Working Paper Series No 4, Latin American and Iberian Institute, University of New México.
- Grossman, Gene M. and Elhanan Helpman (1995) “The Politics of Free-Trade Agreements”, *American Economic Review*, Vol. 85, No. 4, pp. 667–690.
- Herin, Jan (1986) “Rules of Origin and Differences between Tariff Levels in EFTA and in the EC”. EFTA Occasional Paper No.13, Geneva.
- Kennan, John and Raymond Riezman (1990) “Optimal Tariff Equilibria with Customs Unions”, *Canadian Journal of Economics*, Vol. 90, No. 1, pp. 70–83.
- Kiyono, Kazuharu (1993) “Who Will Be Called Partner? : An Importing Country’s incentive to Form a Free Trade Area”, *Economic Studies Quarterly*, Vol. 44, No. 4, pp. 289–310.
- Kose, M. Ayhan and Raymond Riezman (2000) “Understanding the Welfare Implications of Preferential Trade Agreements”, *Review of International Economics*, Vol. 8, No. 4, pp. 619–633.
- Krishna, Pravin (1998) “Regionalism and Multilateralism: A Political Economy Approach”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 113, No. 1, pp. 227–251.
- Krishna, Pravin and Arvind Panagariya (2000) “A Unification of Second Best Results in International Trade”, *Journal of International Economics*, Vol. 52, No. 2, pp. 235–257.

- Krueger, Anne O. (1999) “Free Trade Agreements as Protectionist Devices: Rules of Origin”, in James R. Melvin, James C. Moore, and Raymond Riezman eds. *Trade, Theory and Econometrics: Essays in Honor of John Chipman*, London and New York: Routledge.
- Krugman, Paul R. (1991) “Is Bilateralism Bad ?”, in Elhanan Helpman and Assaf Razin eds. *International Trade and Trade Policy*, Cambridge, MA: MIT Press, pp. 9–23.
- (1993) “Regionalism versus Multilateralism: Analytical Notes”, in Jaime de Melo and Arvind Panagariya eds. *New dimensions in regional integration*, New York: Cambridge University Press, pp. 58–79.
- Limao, Nuno (2005) “Preferential Trade Agreements as Stumbling Blocks for Multilateral Trade Liberalization: Evidence for the US”. *American Economic Review*, forthcoming.
- Limao, Nuno and Baybars Karacaovali (2005) “The Clash of Liberalizations : Preferential versus Multilateral Trade Liberalization in the European Union”. Policy Research Working Paper Series No.3493, The World Bank.
- Lipsey, Richard G. (1957) “The Theory of Customs Unions : Trade Diversion and Welfare”, *Economica*, Vol. 24, pp. 40–46, February.
- McLaren, John (2002) “A Theory of Insidious Regionalism”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 117, No. 2, pp. 571–608.
- Meade, James E. (1955) *The Theory of Customs Unions*, Amsterdam: North-Holland.
- Mukunoki, Hiroshi (2005) “Comparing Alternative Paths to Free Trade under Endogenous Political Pressures”, March. GEM Discussion Paper Series No.04-3, Gakushuin University.
- Mukunoki, Hiroshi and Kentaro Tachi (2005) “Multilateralism and Hub-and-Spoke Bilateralism”. *Review of International Economics*, forthcoming.
- Mundell, Robert (1964) “Tariff Preference and the Terms of Trade”, *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. 1, No. 1, pp. 1–13.

- Panagariya, Arvind and Ronald Findlay (1996) “A Political Economy Analysis of Free Trade Areas and Customs Union”, in R. Feenstra, D. Irwin, and G. Grossman eds. *The Political Economy of Trade Reform: Essays in Honor of Jagdish Bhagwati*, Cambridge, MA: MIT Press.
- Raff, Horst (2001) “Preferential Trade Liberalization under Cournot Competition”, *Review of International Economics*, Vol. 9, No. 3, pp. 455–461.
- Richardson, Martin (1993) “Endogenous Protection and Trade Diversion”, *Journal of International Economics*, Vol. 34, No. 3-4, pp. 309–324.
- Schiff, Maurice W. and Alan L. Winters (2002) *Regional Integration and Development*, Washington, D.C.: World Bank and Oxford University Press.
- Viner, Jacob (1950) *The Customs Unions Issue*, Washinton, DC: Carnegie Endowment for International Peace.
- Winters, Alan L. and Won Chang (2000) “Regional Integration and Import Prices: An Empirical Investigation”, *Journal of International Economics*, Vol. 51, No. 2, pp. 363–377.
- WTO (1995) *Regionalism and the World Trading System*, Geneve: WTO Secretariat.
- 経済産業省 (2001) 『通商白書 2001』, ぎょうせい .
- 相樂希美 (2003) 「アンチダンピング, セーフガード等 WTO 貿易救済措置の地域貿易協定における扱い」. RIETI Discussion Paper Series 02-J-015, 経済産業研究所 .
- 東條吉純 (2004) 「セーフガードと地域貿易協定 — 域内不適用行為をめぐる法的問題」, 荒木一郎・川瀬剛志 (編) 『WTO 体制下のセーフガード — 実効性ある制度の構築に向けて』, 東洋経済新報社, 121 頁 .